

# 危険な空家を解体する費用を補助します

最高 30 万円!

北斗市では、倒壊のおそれがあるなどの危険な空家の解体を促進し、安心して生活できる環境を確保するため、空家の解体工事の費用の一部を補助します。

## ●対象となる空家等

おおむね 1 年以上居住その他の使用実績がない空家で、北斗市が空家法による特定空家等と判断したもの（勧告を受けたものを除く）

## ●対象者（申請者）（以下の全てを満たすことが必要です）

- 北斗市内に対象となる空家等を所有（相続人を含む）している個人
- 暴力団員でない方
- 暴力団若しくは暴力団関係者と密接な関係を有する者が世帯員にいない方

## ●補助対象事業（以下の全てを満たすことが必要です）

- 対象となる建物のほか門や立木など、敷地内の全てのものを除却し更地にする工事
- 北斗市内の解体業者等に依頼して行う工事
- 家財、立木の処分費用は対象外です
- 他の公的補助等と重複していないもの

## ●補助金の額

(1)、(2)それぞれア～ウのいずれか低い額となります。（千円未満切捨て）

(1) 専用住宅、併用住宅（住宅部分が 1/2 以上のもの）

ア 対象費用の 1/3

イ 国が定める単価で計算した工事費の 1/3

ウ 30 万円

(2) (1)以外の建物

ア 対象費用の 1/3

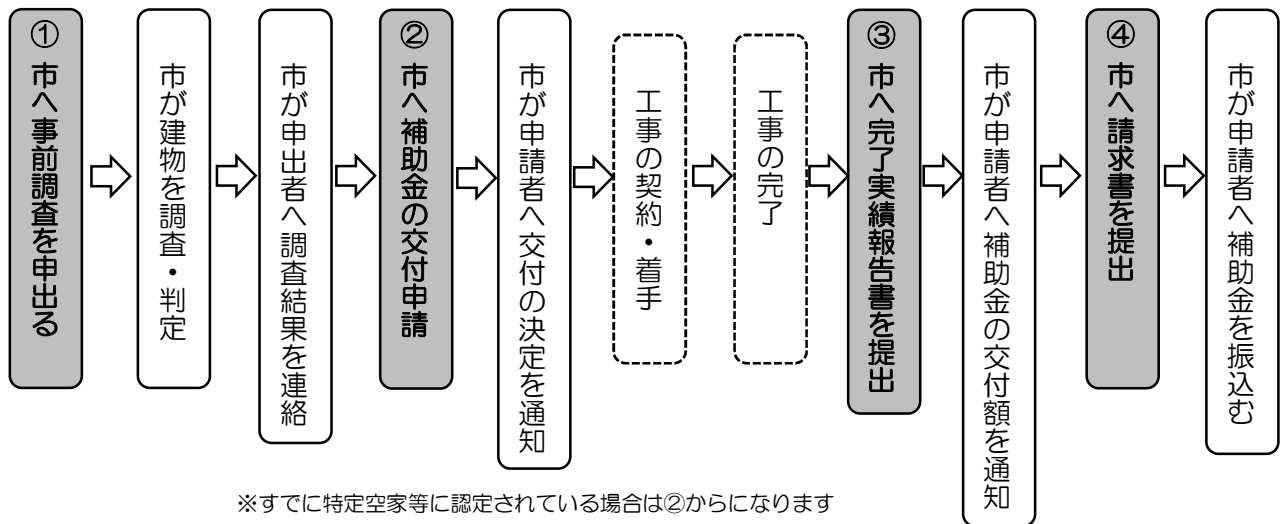
イ 国が定める単価で計算した工事費の 1/6

ウ 15 万円

## ●注意事項

- ・倒壊の危険性がないなど、特定空家等に該当しない空家は、補助の対象になりません。
- ・申請前に特定空家等の認定などの事前確認が必要です。
- ・すでに解体業者等と契約している場合は、補助の対象になりません。
- ・工事は、申請年度の1月末までに完了しなければなりません。
- ・申請が年度の予算額に達した場合は、申請を締め切ります。

## ●手続きの流れ



## ●申請に必要な書類（申請は随時受付けております）

- 実施計画書
- 住民票の写し
- 空家の登記事項証明書
- 空家の付近見取図、配置図、各階平面図及び2面以上の全景写真
- 解体事業者等の要件を満たすことを証する書類
- 工事の見積書（補助対象工事及び対象外工事の内容のわかるもの）の写し
- 所有者又は相続人が複数いる場合は全員の同意書
- その他、市長が必要と認める書類

### お問い合わせ先

北斗市役所 市民部環境課 環境係

049-0192 北海道北斗市中央1丁目3番10号

☎(代)0138-73-3111 内線262~265